

南丹市男女共同参画行動計画 ヒアリングシート

平成27年12月

I 男女平等の意識づくり

重点課題1 男女共同参画の啓発

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 広報・啓発活動の推進				
1 多様な媒体を利用した情報提供		・ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。		
	人権政策課		1回	広報なんたんの人権啓発コーナー「ふれあい」により情報発信し、啓発を行っている。
2 講演会・講座等の開催		・ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの一週間)に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ・ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座などを開催します。		
	人権政策課		1回	男女共同参画週間に合わせての事業実施ができなかったことから、次年度は6月に講演会等の開催を検討する。 8月の人権講演会では、ワークライフバランスについての講演を開催した。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供				
3	男女共同参画に関する調査・研究		・男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取り組み状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。	
	人権政策課			京都府が実施する男女共同参画に関する実施状況調査に回答する際に実態調査をしている。企業、団体等における取組状況の把握が困難で、今後調査方法の検討が必要。
4	男女共同参画に関する情報の収集・提供		・国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への提供に努めます。	
	人権政策課			男女共同参画に関する各種情報や出版物等、市役所、各支所等にて掲示、設置し情報提供している。引き続き取り組む。

I 男女平等の意識づくり

重点課題2 男女共同参画に関する学習

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実				
5 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進		・「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者(教職員など)の研修機会を提供し、計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。		
	学校教育課			指導者の指導力向上のため、人権教育講座等の積極的な受講と合わせ、学校においては「毎日が人権の日」という認識のもと学校生活のあらゆる場面と機会をとらえて人を大切にする取り組みを進めている。
	幼稚園			職員研修を計画的に実施し、研修会へ積極的に参加することにより、意識向上を図る。一人一人を大切にされた温かい保育を行うことで、自分も友達も大切にする子どもの育成に今後も務める。基本的な生活習慣が定着するよう家庭との連携を図る。

6 男女共同参画教育の推進		・男女共同参画の視点に立った学習資料の作成や地域の人材を活用した教育を積極的に取り入れます。		
	学校教育課			進路指導やキャリア教育を通して、男女が協力し、共に学習目標等に対して取り組むことの重要性等を学びあえる教育を推進した。
	幼稚園			自分のことは自分で決めて行動したり、人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちを育てる。家庭、地域との連携を深めるために、参観やボランティア活動など各園の特色ある連携事業の取り組みを進めていく。
7 性別に捉われない進路・生徒指導の推進		・望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取り組みであるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう教育活動を継続して推進します。		
	学校教育課			職場体験活動を通して、男女が協力・協働できる人間関係形成能力や自らの進路を主体的に切り拓く能力等の育成をめざした。
	幼稚園			男女関係なく活動したりする機会をもち、集団の中での自己有用感を高めながら友達と協力したり、折り合いをつけたりするなど仲間意識を大事にできる子供の育成をめざす。

(2) 家庭における教育の推進				
8 家庭における学習の推進		・家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女平等教育の推進に努めます。		
	社会教育課			PTA活動を通じて家庭における男女平等教育の推進事例がないので、今後学習機会の提供という観点から検討する。
	人権政策課		4日間	配偶者等からの暴力をなくす運動の展開で、府立園部高校PTAと連携した啓発活動を行うことができた。

I 男女平等の意識づくり

重点課題3 男女の人権の尊重

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) お互いを認め、尊重できる社会意識の醸成				
9 人権啓発の取り組み		・ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。		
	各支所			8月、12月の人権週間に、駅や商業施設前で街頭啓発を行っている。人権展、文化祭を実施している。また、地域の人権研修の教材として、ビデオなど紹介している。
	人権政策課			人権研修会は女性が興味関心を持てるような内容の開催に努めると共に、託児ルームを設けるなど参加しやすい環境づくりに配慮している。

(2) メディアにおける人権尊重				
10	男女共同参画を進めるための表現の浸透	・ 公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。		
	情報政策課		都度	「広報なんたん（隔月発行）」及び「お知らせなんたん（月2回発行）」を編集する際、必要以上に性別を強調する表現がないか等について担当者が点検を行っている。 男女共同参画の視点から、市が発行する刊行物について表現の指標となるガイドラインを策定する必要がある。
11	メディアを正しく読み解く力の養成	・ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。		
	人権政策課			メディアからの情報を、男女共同参画の視点で読み解き活用できるよう、学習の機会や情報提供に努める。

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進				
12 家庭生活における男女平等の推進		・ 固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。		
	保健医療課			男性の家事参加のため、南丹市食生活改善推進員が中心となって、男性のための料理教室を実施していたが、現状は、要望のわりに実施しても参加者が少ないことが課題であり、今年度は実施できていない。 今後も啓発していくと同時に、「親子料理教室」や「生活習慣病予防教室」などにおいても、男性の参加を積極的に募る。
(2) 地域社会における男女共同参画の推進				
13 地域活動への男女共同参画の推進		・ 地域の自主的な取り組みを支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ・ 自治会やPTAなどの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。		
	保健医療課		1回/月	食のみにとどまることなく、男女共同参画の視点から全員が広い視野で、社会→家庭→食の問題をとらえ活動できるよう支援していく。

(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進				
14 防災活動・災害復興対策への男女共同参画の推進		・家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、防火、防災・減災対策を推進します。		
	総務課			地域においては、消防団・自主防災会を中心に初動訓練を年1回は実施し、また、女性消防協力隊を組織して、積極的に訓練に取り組んでいる。平成24年4月に発足した南丹市消防団女性分団では、防火・防災・減災への取組みとして、広報を中心に女性の視点に立った活動を展開している。今後も引き続き、安心・安全なまちづくりに取り組む。

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	%
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進					
15 審議会などへの女性の参画促進		・市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスの取れた審議会を目指し委員の選出に努めます。また、登用枠の拡大も検討します。			
	監理課		2回	入札監視委員会・建設事業等執行審議会 ※委員5人中0人 今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	0%
			随時	公共事業再評価審査委員会 ※委員7人中1人 今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	14%
	教育総務課			教育委員 ※委員5人中1人 教育委員の任命に際し、南丹市政発足以降、常に女性登用を行ってきている。	20%
	子育て支援課		2回	南丹市子ども・子育て会議 ※委員20人中15人	75%

	高齢福祉課			南丹市高齢福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ※委員17人中1人	6%
				南丹市介護認定審査会 ※委員20人中9人	45%
				南丹市老人ホーム入所判定委員会 ※委員7人中2人	29%
				南丹市有償運送運営協議会 ※委員13人中2人	15%
				南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議 ※委員14人中1人	7%
				南丹市高齢者福祉センター運営委員会 ※委員13人中6人	46%
				任期満了後の新たな選出時期には、女性委員の登用について考慮しながら選出していきたい。	
	社会福祉課		3回	南丹市地域自立支援協議会 ※委員20人中5人	25%
			3回	南丹市立障害者支援施設運営委員会 ※委員21人中7人	33%
			10回	南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会 ※委員10人中2人	20%
			2回	南丹市子育て発達支援センター運営委員会 ※委員15人中9人	60%
			1回	南丹市地域福祉計画推進委員会 ※委員25人中3人	12%

	人権政策課		3回	南丹市男女共同参画社会推進委員会 ※委員14人中9人 今後も男女の意見等がバランスよく反映できるように進めていく。	64%
			1回	南丹市文化センター運営審議会 ※委員18人中3人 今後も各選出団体に女性の選任を呼びかけていきたい。	17%
			2回	いじめ問題対策連絡協議会 ※委員24人中名6人	25%
				いじめ問題第三者調査委員会 ※委員4人中1人	25%
	総務課		0回	特別職報酬等審議会 ※委員4人中1人	25%
			0回	公務災害認定委員会 ※委員3人中2人	67%
			1回	個人情報保護審議会委員・情報公開審査会 ※委員4人中2人	50%
			0回	消防委員会 ※委員9人中0人	0%
	農業委員会事務局		総会2回/年 部会12回/年 全員協議会10回/年	農業委員会法が改正され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更され、法律第12条に規定する選任による農業委員も廃止となり当市農業委員会も委員定数が削減される。このため今後の女性農業委員の登用については、改正農業委員会法の趣旨を踏まえて、具体的な取り組み内容を現委員の任期満了（平成30年6月30日）までに農政部会で検討する。	0%

	農政課		1回	南丹市農業振興推進協議会 ※委員13人中0人 農業振興推進協議会については、H27年度改選時期であり、女性委員1名以上の参画を図りたい。	0%
			2回	南丹市地域農業再生協議会 ※委員22人中1人	4%
	保健医療課		3回	南丹市国民健康保険運営協議会 ※委員13人中5人 女性委員の比率30%以上を目指し、平成27年度は被保険者代表を全て女性の委員にお願いした。	38%
			3回	南丹市医療対策審議会 ※委員10人中5人	50%
			3回	南丹市健康づくり推進協議会 ※委員15人中7人	46%
	地域振興課		随時	南丹市地域公共交通会議 ※委員19人中2人 選出枠が決まっているため制限があるが、女性の登用について考慮していきたい。	10%
			随時	南丹市景観審議会 ※委員9人中4人	44%
			随時	南丹市市民参加と協働の推進委員会 ※委員5人中1人 今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。	20%
	情報政策課		1回	平成28年3月末に任期満了となる有線テレビ放送番組審議会委員について、その委員を推薦する団体などに対し、女性登用の依頼活動をおこなった。	0%

16 公募制度の導入促進		・ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。		
	監理課			該当なし。今後、条例等の整備を検討。
	子育て支援課			<p>南丹市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募（小学生以下の子を持つ保護者3人枠）の結果、 全て女性の登用となった。（任期：平成25年10月～平成27年3月31日） ・ 公募（保護者、子育て経験者5人枠）の結果 全て女性の登用となった。（任期：平成27年4月～平成29年3月31日）
	人権政策課			南丹市男女共同参画社会推進委員の公募を行っている。 公募により平成27年度女性1人。今後も引き続き公募を継続します。
	都市計画課			<p>南丹市都市計画審議会委員については、市の都市計画への市民参加を積極的に推進するため市民公募を行う。</p> <p>前期の当審議会の委員は女性の方が1名であったが、現在は女性2名の方に就任頂いている。</p> <p>※委員の任期は、2年</p>

	地域振興課			<p>①南丹市地域公共交通会議：公募は行っていない。</p> <p>②南丹市景観審議会：2名の公募枠のうち1名が女性委員である。</p> <p>③南丹市市民参加と協働の推進委員会：現在2名の公募を行っているが、女性の登用は今年度なしであり、今後の女性委員の選出について働きかけを行いたい。</p>
17 女性の地位向上の促進		・研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%程度となるよう努めます。		
	子育て支援課			「子育てすこやかセンター事業」「にこにこ育児推進事業」等の研修会における講師については、事業内容から、女性講師が大半を占めている。
	人権政策課			人権擁護委員の候補者推薦においても、女性の割合が40%を超えている。
	総務課			平成27年5月の人事異動において、新たに4名の女性管理職を登用した。 女性の活躍のためには、男性、女性共にいきいきと働き、能力が発揮できる職場環境を整備する必要がある。

(2) 女性の職域拡大				
18	女性の職域拡大と管理職への登用促進		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。 ・女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。 	
	総務課			<p>平成27年5月の人事異動において、新たに4名の女性管理職を登用した。</p> <p>女性の活躍のためには、男性、女性共にいきいきと働き、能力が発揮できる職場環境を整備する必要があります。</p>

Ⅱ あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 女性のチャレンジ支援の推進				
19 職業能力などを開発するための支援の充実		・女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報や学習機会を市役所や各支所において提供するとともに相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。		
	人権政策課			講座などの開催の情報を提供しており、引き続き推進していく。
20 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催		・再就職希望者に対し、公共職業安定所など、関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。		
	人権政策課			就活に関わる情報を提供しており、今後も引き続き行っていく。就活活動セミナーや求人紹介などの対応、広報が必要。

(2) 女性団体等の活動支援の推進				
21	女性の交流、活動への支援		・広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動と広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。	
		保健医療課		食生活改善推進員の中でも高齢化が進んでおり、役のなり手がなかったり移動手段が難しいなどの点がある。独立した組織として自立を促しつつ支援していく難しさが課題であり支援をしていく必要がある。 多くの市民に活動を知っていただき、会員増加につなげていけるよう養成講座を実施している。
		人権政策課		南丹市女性ネットワーク会議の事務局として、取り組みなどに関わっている。独立した組織となるよう意識改革の支援が必要。
22	男女共同参画推進拠点の確立		・女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。	
		人権政策課		男女共同参画推進の拠点となる施設の検討が必要。
(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進				
23	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進		・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。	
		地域振興課	・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。	男女共同参画に関する施策の検討が必要。

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 男女平等の推進				
24 男女雇用機会均等法の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知を図るため、様々な広報媒体を利用した啓発活動に努めます。 ・職場における待遇の改善に向けての啓発を行います。 		
	商工観光課			<p>窓口へのパンフレット・チラシの配架等により情報提供を行う。</p> <p>事業主などへ働きかけ、男女が共に持てる力を十分に発揮できる職場の環境づくりを進めます。</p>
25 パートタイム労働者などの就業条件の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、パンフレットなどを利用し、パートタイム労働法改正などの周知を行います。 		
	商工観光課			<p>窓口へのパンフレット・チラシの配架等により情報提供を行う。</p>

26 就労や労働に関する相談窓口の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、広報紙、パンフレットなどを利用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ・京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。 		
	商工観光課			窓口へのパンフレット・チラシの配架等により情報提供を行う。
	人権政策課			マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供。
27 働く女性への妊娠中・出産後の配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。 		
	商工観光課			窓口へのパンフレット・チラシの配架等により情報提供を行う。
	人権政策課			マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供。今後は、企業等へのマタハラ、女性活躍推進法等の啓発、情報提供が必要。
	議会事務局			近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則中の会議への欠席に関する規定の一部が改正されたことに伴い、南丹市議会会議規則においても同様の改正を行った。（平成27年第3回南丹市議会9月定例会）

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備				
28 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発		・ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。		
	総務課			庁内職員向けには、12月に特定事業主行動計画（平成27年度～平成31年度）を策定した。計画に基づき、一層の意識啓発に取り組んでいく。
	人権政策課			8月に「自分流ワークライフバランス」という演題で人権講演会を開催。
29 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		・ 女性に限らず、男性も育児、介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。		
	総務課			庁内職員向けに、男性の育児休業取得を促進し、男性職員・女性職員ともに家庭も仕事も大切にして働きやすい職場環境づくりに努める。

30 多様な就労形態の普及		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ・多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。 		
	人権政策課			パンフレット等による周知。引き続き継続していく。
(2) 子育て支援策などの充実				
31 子育て支援の拠点施設の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点である「子育てすこやかセンター」において、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、母親の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。 ・男女問わず働きやすい環境づくりを推進します。 		
	子育て支援課		来所者数 5,947人	平成26年度においては、直営事業(子育てすこやかセンター)の他、八木(延1,003人)、日吉(延408人)、美山(延452人)の委託事業を実施し、幼児と保護者の交流・情報交換の場づくりに努めた。
	保育所			「子育て相談日」を設け、また保護者と連携をとりながら個人懇談や家庭訪問など随時相談に応じ、育児不安や育児の孤立化を解消するよう努めている。未入園児の親子を対象に園を解放し、保護者の交流、情報交換の場所づくりに努めている。

32 多様な保育サービスの充実		・多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。		
	子育て支援課			多様な保育ニーズに対応し、低年齢児保育や延長保育（緊急・非定期型）等、柔軟かつ積極的に関わり、就学前児童の健全育成と保護者の就労等に対する子育て支援に努めている。
	保育所			家庭状況や保護者の就労状況に応じ、一時保育、低年齢児保育、延長保育など就学前児童の健全な育成と子育てに対し柔軟かつ積極的に支援している。
33 子育て支援制度の充実		・育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ・ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実に努めます。		
	子育て支援課		428件	ファミリーサポート事業については、登録会員数も増加しており、今後も地域の中での子育て支援を目指して、相互援助活動が拡大するように努める。
	保育所			保護者の就労状況により、ファミリーサポートを利用されている家庭もある。保護者に、ファミリーサポート事業について、知らせている。

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 方針決定過程への女性の参画促進				
34 家族経営協定の普及		・京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思にもとづいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。		
	農政課		協定締結 家庭数 1件	新たに農業に取り組み経営を開始した若い夫婦が、相互合意に基づき協定締結された。今後も、農業への女性の参画を推進するとともに、パートナーとの役割分担を明確にしながるとともに経営者としての責任や配分を分かち合える仕組みづくりを支援したい。
35 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供		・各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。		
	農政課		-	女性を特定した情報提供や市の独自研修等は開催していないが、府の認定による女性農業士が活躍されており、推薦などのかかわりにより人材確保に努めている。今後も人材の確保、拡充に努め、女性の農業活動に支援を進めていきたい。
(2) 就業条件と環境の整備				
36 農業などにおける労働条件の改善のための啓発		・労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。		

	農政課		-	特に実施できていない。パンフレットなどによる広報・啓発を行っていきたい。
--	-----	--	---	--------------------------------------

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援				
37 高齢者・障がいのある人者などの生きがいづくりのための支援		・高齢者、障がい者のある人等が住み慣れた地域で、充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。		
	高齢福祉課			高齢者が、これまで培ってきた豊かな知識と経験を活かし、地域のなかで交流を図りながら生きがいを持って生活が送れるように、地域活動や社会参加活動への支援を行っている。住み慣れた地域で心身共に健康で生きがいと喜びに満ちた生活が送れるよう、文化・スポーツ活動、文化伝承活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など多様な社会参加への機会を提供していくことが必要である。
	社会教育課			さくら楽習館での講座の開講にあたり、受講生を増やしていくことが必要である。 聴覚・視覚障がい者成人講座を実施し、ボランティアの養成が課題
	社会福祉課			当事者団体の活動支援や精神障がいのある人のグループワークの開催、地域活動支援センターの設置など、障がいのある人が社会参画できるよう多様な手法を提示している。

38 高齢者・障がいのある人などの就労支援		<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした講習会などの就労促進や、障がい者の自立意欲や能力の向上を進めるため、就労支援の確立を促します。 ・高齢者雇用対策の推進や、障がい者の就労促進に向け、企業などへの働きかけや就労情報の提供を行います。 		
	高齢福祉課			<p>高齢化が進む中で、高齢者の社会参加を促進し、就労機会の確保や生きがいくりのためにシルバー人材センターの活動への支援を行っている。今後も引き続き、高齢者の活躍できる場の確保のためにシルバー人材センターへの必要な支援を行っていく。</p>
	社会福祉課			<p>市内障害者就労支援施設で構成する障害者就労支援ネットワーク会議を平成26年度に設立し、共同受注窓口の開設や事業所見学会などを実施し、利用者の工賃アップや就労の場の確保に向けた取り組みを進めている。</p>

(2) 高齢者・障がい者など福祉サービスの充実				
39 権利擁護の推進		・判断能力に不安のある高齢者、障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や、市民後見人の育成や成年後見体制の確立について、専門的、継続的な視点から支援及び普及、啓発に努めます。		
	高齢福祉課			高齢者の権利を守るために、市長申し立てにより後見人の選任を行うことができた。認知症高齢者等は、今後さらに増加していく状況にあり、地域での自立した生活を支援するために、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域福祉権利擁護事業へつなぐなど、必要な支援が行えるように取り組んでいく必要がある。市民後見人の育成については、研修方法など検討していく必要がある。
	社会福祉課			南丹市社会福祉協議会が行っている法人後見人制度の実施に向けた取り組みに対し、協力・支援を行う。 また、障害者の成年後見人制度利用等の権利擁護に関する支援については、引き続き南丹市障害者基幹相談支援センターを中心に業務を進める。

40 各種福祉サービスの充実		・介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がい者などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。		
	高齢福祉課			地域包括支援センターや医療機関等、関係機関と連携を図り必要な福祉サービスにつなげる支援を行っている。平成27年7月より、外出支援サービスにおいて、医療機関への通院送迎に加え、通院に伴う院外薬局への立ち寄りにも利用できるようサービスの充実を図った。
	社会福祉課			「障がい者福祉の案内版」を作成(平成28年度当初発行予定)し、障がいのある人に制度をわかりやすく周知する取り組みを進めている。 また、市独自の新規事業として、平成26年度には「重度重複障害者等移動支援事業」と「障害者訪問入浴サービス事業」、平成27年度には「軽・中等度難聴児支援事業」を創設した。
41 介護に携わる人材の育成		・社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、介護に携わる方の介護に関する知識や技術の取得のための研修会を開催し、人材の確保・資質向上に努めます。		
	高齢福祉課			市内介護事業所の人材確保と在宅介護の充実を図るため、介護職員初任者研修修了者で市内の介護事業所に勤務された方に、その養成研修の受講費の一部を助成している。京都府が実施している認知症介護実践者養成研修の開催案内があれば各地域密着型サービス事業所へ受講の案内を行い、認知症高齢者へのより良いケアの推進に努めている。

42	相談体制の充実	・福祉事務所内に配置している専門相談員や、各町ごとに市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動も積極的に行います。		
	高齢福祉課			高齢者に係わる相談窓口は、主に地域包括支援センターで対応している。高齢福祉課には、専門相談員が配置されていないため、職員が、各関係機関と連携しながら相談業務にあたっている。相談内容が多様化・複雑化・専門化してきている中で、問題解決に結びつきやすい環境整備が必要である。
	社会福祉課			社会福祉課内に相談支援専門員3名を配置するとともに、旧町単位で身体・知的・精神障害者相談員を各1名(計12名)配置し、情報交換会などを通じて互いに連携することで、すき間のない相談支援体制の確立に努めている。
(3) ひとり親家庭への支援体制の充実				
43	自立促進に向けた支援の充実	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費の助成などの支援を行います。		
	子育て支援課		7,413件	福祉医療費については、ひとり親家庭の経済的な負担の軽減、親と子の健康の保持・推進に努めた。
44	相談体制の充実	・ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。		
	子育て支援課		45人参加	ひとり親の情報交換、生活支援講習会の開催他、ひとり親家庭の自立に向けた支援を展開している。

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題2 生涯を通じた健康支援

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 母性健康管理対策の推進				
45 妊娠・出産に関する保健指導の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援や母親教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく夫やその家族にも教育、啓発に努めます。 ・妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。 		
	保健医療課		6回	「パパママ教室」と題して、妊婦だけでなく夫やその家族にも妊娠・出産、子育てや食生活・歯科についての知識を深めてもらえるよう配慮している。未来所者に対しても通信を郵送するなど啓発をしている。参加率は、妊婦全体の1割強で夫の参加となるとさらに減少(5%程度)するため、より多くの方に参加いただけるよう内容等の工夫が必要である。
46 不妊に関する相談などの支援		<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。 		
	保健医療課		随時	不妊治療等助成制度や不妊治療に関する情報を広報しているが、申請や相談には男女差(女>男)がみられている。不妊治療等申請実人数は増加している。26年度より、新たな治療も対象となり、助成の幅は広がってきているが、未だ申請はない。今後も不妊に悩む男女が相談しやすいサポートづくり、不妊治療に関する正しい知識、情報の提供が必要である。

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援				
47	健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。 ・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。 ・子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及し、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。 		
	保健医療課		講座 4回	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診率・特定保健指導の実施率は少しずつ増加し、定着してきている。平成26年度から健診を受けやすいよう休日健診を実施した。また、女性特有のがん検診についても節目年齢の方にクーポン券を配布、受診勧奨や医療機関での受診など受けやすい配慮を行っている。 ・健康講座を実施し性別問わず幅広い年代に健康に関する知識の普及啓発を実施している。今後も参加しやすいよう内容や日程を配慮し継続していく。
48	薬物乱用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物などの乱用、所持で補導される事例が全国的に増加傾向にあるため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している者の早期発見、補導、再乱用防止のための施策などを継続して推進します。 		
	保健医療課		1回	薬物の乱用防止のための普及啓発活動を実施している。今後も引き続き実施する。

49 心身の問題に関する相談体制の充実	保健医療課 人権政策課	・専門職による個別の相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談事業、訪問を継続して実施します。		
	保健医療課		随時	保健師・心理士・相談員等が連携し相談・訪問を実施している。今後も引き続き実施する。また、心身の問題と相関性がある睡眠講座等を実施し、専門家より具体的な実施方法を学んでもらい、心身の健康につながる支援を継続していく。
	人権政策課		2回	専門の女性カウンセラーによる「女性相談」を実施している。今後も継続していく。（毎月第2、4水曜日）
50 性と生殖に関する意思の尊重		・ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。		
	保健医療課			児童生徒への思春期保健指導に関する教材等の貸し出しを実施し、若いころからの女性の健康や母性に関しての啓発を実施している。今後も、学校等と連携し引き続き実施する。

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題3 あらゆる暴力の根絶

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発				
51 男女間のあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・啓発紙やフォーラムを通じて暴力防止のための啓発を進めます。また、府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行います。 ・ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発を行うとともに、地域の民生児童委員などと連携して被害者の早期発見と未然防止に努めます。 		
	人権政策課		3回	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間に街頭啓発等を実施し、市民への広報を行った。ライトアップ、特設相談日、のぼり旗等、新たな取り組みができた。今後は、さらに広く啓発できるように街頭啓発の場所、時間等の検討が必要。 DV(デートDV)防止について啓発リーフレットを成人式で配布し、啓発を行っている。
52 セクシャル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 		
	人権政策課			地域や職場でセクシャルハラスメントを防止するため研修用啓発ビデオを購入し、貸し出している。

(2) 相談支援体制の充実				
53	相談支援体制の充実	・相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カードの作成を行うとともに、女性相談事業や警察など、関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。		
	人権政策課		24回	専門カウンセラーによる女性相談を毎月第2、4水曜日に行っている。相談窓口の周知のため、市独自の情報カードを作成し、公共機関等に設置。成人式の記念品に、市独自の情報カードを添付し、新成人への啓発を行った。
(3) 被害者の保護・自立のための支援				
54	被害者の保護・自立のための支援	・被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。 ・ハローワークなどを活用するなど就労に関する情報提供を行います。 ・経済的に困窮する方に対し、適切な制度の運用による支援を行います。		
	人権政策課			被害者が相談しやすい体制づくりをしている。電話、面談等随時受け付けている。被害者支援につながるよう、関係機関との連携、情報共有が重要。担当職員の専門知識の向上に努める。